

Compliance Guidance

(コンプライアンス・ガイダンス)

Ver. 1. 1

防衛省 防衛監察本部

平成19年12月

もくじ

○巻頭言	．．．	2
○コンプライアンス・テスト	．．．	3
○はじめに	．．．	4
○総論	．．．	6
○各論	．．．	12
・ 秘密を守ることにについて	．．．	13
・ 情報公開制度における個人情報保護について	．．．	17
・ 自ら談合に関与していませんか？	．．．	19
・ セクシュアル・ハラスメント防止対策は万全ですか？	．．．	23
・ 薬物犯罪の防止について	．．．	25
・ 自衛隊員として	．．．	27
○疑問に感じたら（公益通報について）	．．．	30
○別紙類	．．．	34
○むすび	．．．	48

巻頭言



防衛監察監
櫻井 正史

防衛省・自衛隊は、昭和29年7月に発足して以来、我が国の平和と安全はもとより、国際平和と安定のため、職員が一致協力して様々な課題に取り組み、国民の期待にこたえてきました。

平成19年1月には、防衛庁の省移行が実現し、防衛省・自衛隊は、国家の最も基本的な任務である国の防衛を担う組織として、国民の一層の期待と信頼の下、国防や国際平和についての多様な政策課題に対し、より一層積極的に取り組むことが求められております。

このような中、官製談合問題や情報流出事案等の不祥事が続発し、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼が大きく損なわれてしまいました。

防衛省・自衛隊では、今、在日米軍再編問題や国際平和協力活動への取り組みなどをはじめ、我が国と国際平和のために解決しなければならない多くの課題に、職員が一丸となって取り組み、努力しているところであり、このような努力を一部職員の心ない行為によって無に帰してしまうような事態は断じて避けなければなりません。

このコンプライアンス・ガイドンスでは、防衛省・自衛隊の一員として、職員が普段から心掛けなければならないことを改めて整理しています。

我が国の防衛と国際平和という崇高な任務に携わる防衛省・自衛隊に対する国民の信頼をゆるぎないものとするためにも、このコンプライアンス・ガイドンスを熟読し、職員ひとりひとりが、日々、法令遵守に対する高い意識を保持していくよう心掛けてください。

コンプライアンス・テスト

あなたの行為は

- 1 家族に胸を張って話せますか？
- 2 見つからなければ大丈夫と思っていないですか？
- 3 第三者としてニュースで見聞きしたらどう思いますか？

はじめに

このコンプライアンス・ガイドンスは、私たちの職務を行う時の参考にしていただくために作成しました。

“私たちの職務”としたのには、理由があります。

私たちの職務は組織で行っていますが、それぞれ担当者任せで、担当が違えば自分に関係がないと思いがちです。しかし、私たちの職務は、防衛省の職務の一部なのです。担当者だけの、担当者のための職務ではありません。

このコンプライアンス・ガイドンスに載せた項目は、私たち防衛省職員として最低限の守るべき業務の手引きとなるものです。もちろん全てを網羅したものでもありません。それぞれの担当に応じてもっと深い規則等の知識が必要な場合もあると思います。

このコンプライアンス・ガイドンスは、

- ①手に取りやすく、
- ②読んで理解しやすいもので、
- ③防衛省職員全員が使用できる

ように紙面を工夫しました。

しかしながら、まだまだ、不十分な部分が多々あります。皆様のご意見・ご要望等をいただき、今後改訂を行い“私たちの職務”がより誠実・着実に行われるようお手伝いができるように努力します。下記に連絡先を記載していますので、お気付きの点についてご連絡いただきますようお願いいたします。

国民の負託にこたえるための第一歩として、まず、法令等の遵守の大切さについて理解していただきたいと考えています。そのためには、防衛省内上下一体となって法令等の遵守の組織風土を醸成することが重要なのです。このコンプライアンス・ガイドンスが、その一助となれば幸いです。



意見提案窓口
〒162-8807
東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛監察本部総務課企画室
「コンプライアンス・ガイドンス」担当
E-mail iken-teian@igo.mod.go.jp
HP <http://www.mod.go.jp/igo/>

総論

53.5%

この数字は、何の調査結果だと思われますか？

これは、内閣府で行われた自衛隊・防衛問題に関する世論調査結果において、“防衛についての意識 ～外国から侵略された場合の態度～”で、「何らかの方法で自衛隊を支援する」と答えた方の割合です。国民の過半数の方が、自衛隊を支援したいと回答しています。この割合は、ここ数年間増加傾向にあります。また、84.9%の方が、自衛隊に対する印象が「良い」と答えています。

私たち防衛省の職員は、国民の皆様から様々な協力をいただきながら、職務を行っています。

国防は、国民の共感、信頼と協力なくして成り立ちません。

私たち防衛省の職員は、国民の生命、身体、そして、財産を守るため、私たちひとりひとりが一身を顧みず、懸命に汗を流す姿に、大多数の国民の共感と信頼が集まることを知っています。私たち防衛省の職員は、私たちのやるべき職務をしっかりと実施し、国民の期待する防衛省の職員としてあるべき姿のために、これからも努力していかねばならないのです。

私たちが国民の共感と信頼を得るために実施すべき一つのプロセスが法令等の遵守（コンプライアンス）なのです。

調査の概要

調査時期：平成18年2月16日～2月26日

調査対象：全国の20歳以上の者3,000人

有効回収数（率）：1,657人（55.2%）

調査方法：調査員による個別面接聴取

自衛隊・防衛問題に関する世論調査

（内閣府大臣官房政府広報室：平成18年2月調査）



防衛監察本部とは？

防衛施設庁の入札談合や情報流出、薬物使用など、国民の信頼を裏切る事案が相次いで起こりました。

このため防衛省・自衛隊の組織全体の健全性を確実にするため、防衛省・自衛隊の業務全般について**独立した立場**からチェックできるよう、防衛大臣直轄の特別の機関として新設された組織です。

業務内容は？

防衛省・自衛隊の全ての組織における会計手続や入札手続その他の業務全般を対象として、**法令遵守の観点**から、**第三者的な目**で業務が適正に行われているかを厳しくチェックすることにより、業務上の問題点を発見するとともに、その改善策を防衛大臣に提言します。

なぜ法令等の遵守(コンプライアンス)が重要なのでしょうか？

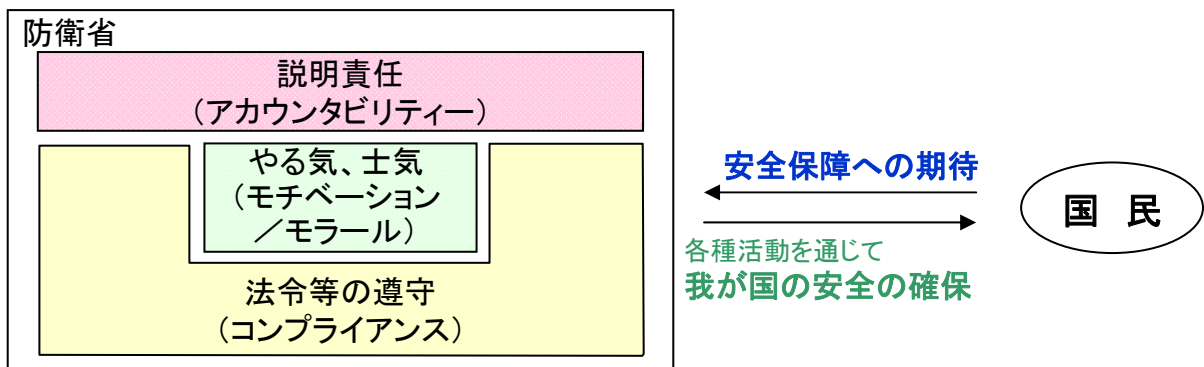
組織力を発揮するために求められている要素として、

- 法令等の遵守 (コンプライアンス)
- やる気、士気 (モチベーション/モラル)
- 説明責任 (アカウンタビリティー)

の三つがあります。

私たち組織に属する者は、法令等の遵守(コンプライアンス)を行い、やる気や士気(モチベーション/モラル)を高めつつ、「我が国の平和と独立を守る」という崇高な理念に基づき、具体的には国際平和協力活動、災害派遣など様々な活動を通じて、我が国の安全の確保という、国民の期待に応えています。そして、すべての活動について、しっかり国民に対し説明する責任(アカウンタビリティー)を課されています。

法令等の遵守(コンプライアンス)は、このような国民との信頼関係を確立する上での基盤であるので、法令等の遵守(コンプライアンス)がなされなければ、国民の要請に応えることができないのです。



法令等の遵守(コンプライアンス)の態勢づくり = 組織風土の醸成

いっとうしょうこく ばんとうしょうこく
「一灯照隅、万灯照国」という言葉があります。

ひとりひとりが自ら受け持つ一隅を照らす。そして、その一隅を照らす人が増えてゆき、万の灯となって国全体を照らすことになるという意味ですが、私たち職員ひとりひとりが自らに課された職務を遂行する中で、確実に法令等の遵守を行い、組織全体に法令等を遵守する風土を醸成していくことが大切なのです。

つまり、単純に法令等について決められた事を守るだけではなく、どうして守らなければならないのか立ち止まって自らの頭で考え、理解することにより、**個人としても、組織としても、次第に法令等の遵守を当然のものとしていく**、このようなプロセスこそが、私たちの防衛省としての組織風土をしっかりと醸成していくためにも重要なのです。

法令等の遵守（コンプライアンス）というと非常に難しい言葉のように思いますが、職務を進めていくに当たり、身近にあって忘れてはならない存在なのです。

皆さんは、採用された時や、着任・昇任などの際に読みあげる宣誓を覚えていますよね。

宣 誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、
日本国憲法及び法令を遵守し、
一致団結、厳正な規律を保持し、
常に徳操を養い、人格を尊重し、
心身を鍛え、技能を磨き、
政治的活動に関与せず、
強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、
事に臨んでは危険を顧みず、
身をもつて責務の完遂に務め、
もつて国民の負託にこたえることを誓います。

また、

「隊員は、**法令に従い**、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けずに職務を離れてはならない。」

自衛隊法第56条（職務遂行の義務）

あるいは、

「職員は、その職務を遂行するについて、**法令に従い**、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」

国家公務員法第98条第1項

と明記されているように、法令等の遵守は私たちの職務の中で日頃から意識しなければならない事柄なのです。

他人のことだと思っていないか？

残念ながら、防衛省において職員の関与した様々な法令違反行為が明らかになっています。その原因は、決められたルールの遵守を怠ったことに起因しているからではありませんか？

また、これまで発生した法令違反行為に対し、訓令・通達により不祥事の再発防止措置が図られていますが、類似の事案が過去にも起きてはいなかったのでしょうか？

不祥事の再発防止が叫ばれ、様々な教育等の機会や資料に接した時、心のどこかで、「自分（あるいは自分の所属している組織）とは関係がない。」**と**思っていたことはないでしょうか？

防衛省の各機関及び部隊は、我が国の国防には必要不可欠な存在として有機的に連携しているのです。それは、我が国の平和と独立を守り、防衛省全体として、国民の負託に応える存在なのです。

決して、それぞれの機関等が無関係に活動しているわけではないことを今一度認識してください。

私たちの職務は多額の税金で成り立っています！

防衛省の職員が職務を行うに当たって、国民の負託が多額の税金に姿を変えていることを忘れてはなりません。

近時、国の財政事情が厳しくなっており、歳出全体を抑制するとの方針の下に、約4兆8000億円の防衛関係費について、一層の効率化を徹底することが求められていることにも留意する必要があります。

特に、物品や役務の調達に関わる防衛省の職員が、収賄や談合をはじめとする不祥事を起こすことは、職務の基盤である防衛関係費の執行についての国民の不信を招くことにもつながります。



各 論

秘密を守ることに ついて



1 組織としての取組について

国防には各種の秘密が伴います。

情報流出防止に係る隊員に対する指導の実施に関する防衛大臣指示
(防衛大臣指示第18号。19. 5. 15)(抜粋)

自衛隊においては、一連の情報流出事案を踏まえ、昨年4月、秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る抜本的対策の具体的措置を取りまとめ、同月以降、再発防止に鋭意取り組んできたところである。

しかしながら、今般、海上自衛隊の隊員が秘密の疑いのある情報を自宅で保有していた事案が明らかになるなど、自衛隊においては、未だ情報流出を根絶できていない。

情報流出事案の続発は、「自衛隊が取り扱う情報は国の安全に直結するものであり、その漏えいは国の安全に重大な影響を与えるもの」との認識が欠如した隊員が存在することの証左であり、このことは、自衛隊における情報管理の重要性が隊員ひとりひとりにまで十分浸透しておらず、自衛隊の各級指揮官の指導・統率力をも疑わせるものである。

上官は、情報保全等に係る知識の付与にとどまることなく、自衛隊における情報管理の重要性についての認識を植え付けることなどにより、隊員の自覚を促すとともに、情報保全及び情報セキュリティに対する意識の改革を行うため、自らが指導した隊員には絶対に情報流出をさせないという気概をもって、上官としての全人格を傾注して指導する。

自衛隊員ひとりひとりが、自らが扱う情報の重要性を認識することが大切です。

秘密漏えいが起きるとどうなるのでしょうか？

情報はあらゆる政策決定、部隊運用の基盤です。漏えいした情報が悪用されることにより、我が国の安全保障が害され、究極的には国民の生命が失われる事態にもなりかねません。

また、同盟国や友好国との関係を深化させていく上でも、情報共有は不可欠です。簡単に情報が漏えいしてしまうような国に、重要な情報を提供してくれる国があるのでしょうか。

情報の漏えいは、漏えいした本人が罰を受けることは当然ですが、国の安全を危険に陥れるとともに、同盟国等との信頼関係を傷つけ、国益を損ねる重大な事態なのです。

2 私たちが心がけるポイント

- 自らが扱う情報の重要性を認識する。
- 秘密は諜報活動の脅威にさらされていることを認識する。
- 秘密は知る必要がある者のみに伝える(Need to Knowの原則)。
- 秘密文書等は規則に忠実に管理する。
- 私生活においても慎重な言動、隙のない態度をとる。

3 法律上の秘密の種類について

防衛省における秘密は、法律上、大きく3種類に分けることができます。それぞれの区分によりその取扱いが訓令により定められており、違反すると刑事罰や懲戒処分の対象となることがあります。

防衛省における秘密

特別防衛秘密

米国政府から供与された装備品等の構造、性能等

- ・日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法
- ・日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令
- ・特別防衛秘密の保護に関する訓令

罰 則
(最高刑) 懲役10年

防衛秘密

自衛隊についての自衛隊法別表第4の事項で、公になっていないもののうち、特に秘匿することが必要であるもので、防衛大臣が指定するもの

- ・自衛隊法第96条の2
- ・自衛隊法施行令第113条の2～第113条の14
- ・防衛秘密の保護に関する訓令

罰 則
(最高刑) 懲役5年

秘 密

防衛省の所掌する事務に関する知識・文書等で、秘密保全に関する訓令第16条第1項の規定により、秘に指定されたもの

- ・自衛隊法第59条
- ・秘密保全に関する訓令

罰 則
(最高刑) 懲役1年

4 情報管理の第一歩は、適正な文書管理から

皆さんは、適正に文書管理を行っていますか？

日々の職務を円滑に遂行していくため、様々な文書を適正に管理・保存することは極めて重要です。

他方、職務に必要な情報は様々な媒体により文書化等がなされ、紙、マイクロフィルムだけでなく、電子・磁気・光等様々な形に変化していきます。

すなわち、適正な文書管理を実施しなければ、様々な形により流出する可能性があり、特に秘密文書が含まれていた場合には取り返しのつかないこととなります。

適切な情報管理は、適正な文書管理から

を心がける必要があります。

文書管理や情報管理についての決まりについては、各通達・規則等に示されています。約束を守れないようでは、国民からの信用も、同盟国からの信頼も得ることはできません。私たちの職務には、各種各レベルの秘密が常に伴うことを忘れてはなりません。

5 代表的な訓令等について

(訓令)

秘密保全に関する訓令	(平成19年防衛省訓令第36号)
防衛秘密の保護に関する訓令	(平成19年防衛省訓令第37号)
特別防衛秘密の保護に関する訓令	(平成19年防衛省訓令第38号)
防衛省の情報保証に関する訓令	(平成16年防衛庁訓令第29号。なお、平成19年防衛省訓令第160号を平成20年1月1日より施行予定)

(事務次官通達)

秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る抜本的対策を実施するための措置について(通達)	(防防調第4361号。18. 4. 28。なお、19. 12. 31に廃止予定。防運情9248号。19. 9. 20)
--------------------------------------------	-------------------------------------------------------------

秘密保全に関する訓令、防衛秘密の保護に関する訓令及び特別防衛秘密の保護に関する訓令の解釈及び運用について(通達)	(防防調第4607号。19. 4. 27)
----------------------------------------------------------	-----------------------

各国駐在武官等との接触について(通達)	(防防調第7013号。12. 12. 1)
---------------------	-----------------------

部外者からの不自然な働き掛けへの対応要領について(通達)	(防防調第11764号。18. 12. 28)
------------------------------	-------------------------

情報の保全に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について(通達)	(防人1第5092号。18. 5. 29)
----------------------------------	-----------------------

参照 : 別紙第1-1 「秘密漏えい等」
別紙第1-2 「情報保全義務違反(その1)」
別紙第1-3 「情報保全義務違反(その2)」
別紙第1-4 「情報管理者等義務違反」

情報公開制度における個人情報保護について

個人情報を適切に取り扱う時代

1 組織としての取組について

情報公開制度は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利について定めています。これは、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進を目的とする制度です。したがって、誰もが等しく情報公開を求める権利を持っており、この制度を実効性のあるものとするためには、開示請求者個人に対する情報の保護に十分留意しなければなりません。

また、個人情報保護制度は、行政機関の保有する個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するためのものであり、平成17年4月に行政機関個人情報保護法が施行されたことに鑑み、個人情報の適切な管理につき、遺漏なきよう努める必要があります。

海幕三等海佐開示請求者リスト事案等に係る調査報告書(平成14年6月11日)

仮に、防衛庁において、情報公開業務に関し得られた個人情報を同業務以外の目的に流用するか、開示請求者の思想・信条に関わる事項を調査するようなことがあれば、情報公開法の趣旨にもとり、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律との関係で問題となるのみならず、防衛庁に対する国民の信頼を失墜させかねない由々しき問題である。

- ① 全職員の意識改革
- ② 個人情報に関する教育研修
 - ・ 個人情報保護の全職員への周知徹底（情報公開業務に際しての個人情報保護の必要性等について、周知徹底）
 - ・ 情報公開担当職員の教育研修の充実（個人情報保護等についての研修体制を確立）
- ③ 個人情報保護のチェック体制の充実
情報公開業務における個人情報の取扱いが適切になされているか定期的に検査するために、情報公開室から独立した組織を設立
- ④ 情報公開業務実施手続の改善
情報公開業務実施手続を見直し、「情報公開事務手続の手引」に反映

2 個人情報の分類

個人情報

生存する個人に関する情報であって、氏名、住所、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別**することができるもの(その他の記述の例:性別、年齢、職名、顔写真、学歴、職歴、病歴、電話番号)。

また、**他の情報と照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含む(例:職員番号などを介してほかの情報と照合することにより個人が識別できるもの)。

保有個人情報

行政機関の職員が**職務上作成、取得した個人情報**で、職員が**組織的に利用**するものとして行政機関が保有しているもの。ただし、**行政文書に記録されているものに限る**。

個人情報ファイル

一定の事務の目的を達成するために、**特定の保有個人情報を検索**ことができるように**体系的に構成**した、保有個人情報を含む情報の集合物

管理
対象

①電子計算機を用いて検索できるもの(電算処理ファイル)
(例:表計算ソフトを用いて作成した名簿)

〇〇名簿				
1	A	B	C	D
2	氏名	所属	職名	
3	〇〇			
4	××			

②手作業で容易に検索できるもの(マニュアル処理ファイル)
(例:五十音順に並べられた名簿)
(該当しない例:役職順や登録日付順に並べられた名簿)



3 代表的な法律等について

(法律)

個人情報の保護に関する法律

(平成15年法律第57号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成15年法律第58号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

(平成15年政令第548号)

(訓令)

防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令

(平成17年防衛庁訓令第33号)

防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令(平成17年防衛庁訓令第34号)

(事務次官通達)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令及び防衛省の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令の施行について(通達)

(防官文第2602号。17. 3. 31)

(官房長通知)

防衛省の保有する個人情報の安全確保等に関する訓令の実施について(通知)

(官文第6318号。18. 6. 30)

防衛省における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の審査基準について(通知)

(官文第2603号。17. 3. 31)

参照 : 別紙第2「個人情報の取り扱い・罰則規定等」

自ら談合に関与していませんか？



官製談合をなくすためには

1 組織としての取組について

防衛省の役務・物品の調達には、国民の税金を原資として行われるものであることを改めて念頭におき、入札及び契約の事務に携わる職員が二度と談合に関与することがあってはならないとの決意の下で、談合事案の再発を防止するため、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むとともに、受注者間の不正行為については適正かつ厳正な措置を講じていくこととし、不正行為の疑いが認められた場合にはこれを見逃すことなく、速やかに公正取引委員会に通知又は捜査機関に告発するなど、不正行為の防止に努めています。

防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書（平成18年6月16日（抜粋））

- 入札手続の改善
（例：原則一般競争入札への移行、総合評価方式の導入）
- 入札・契約過程における監視・チェック機能等の強化
（例：入札監視委員会の機能強化、電子目安箱の設置）
- 談合に対する予防的措置の強化
（例：賠償金（違約金特約事項）の支払義務に関する特約及び指名停止要領の厳格運用）
- OBを含む業界関係者との適切な関係の確立
（例：原則、職員による業界関係者との接触禁止）
- 懲戒処分等の基準の明確化
（例：調達経理取扱違反の見直し、予算執行職員以外の者の処分対象の明確化、違反行為の不作为・黙認についても重処分の対象となること具体化）
- 再就職
（例：早期退職慣行の見直し）

どうして官製談合を起こしてはいけないのでしょうか？

平成18年、防衛省の職員が、いわゆる官製談合を組織的に行ったことが明らかとなり、現職の幹部職員とそのOBの合計3名が逮捕・起訴され、裁判の結果全員が有罪に、さらにそのうち1名について懲役刑が確定するという事態が起きました。この判決の中では、下記のように組織全体の責任についても触れられています。

東京地方裁判所刑事事件判決(平成18年7月31日)

…被告人の関与前から脈々と続けられてきた防衛施設庁における組織的な犯行の一環であって、結果的にこれを許してきた組織全体の責任も軽視することはできないこと…

もともと、入札談合は、あらかじめ入札の参加者の中で受注する事業者や価格を決めるものです。つまり、自由な競争を目的とする入札システムそのものを否定するもので、納税者である国民の利益を大きく損ね、社会全体としても望ましくないものです。

このような行為は、独占禁止法違反行為の中でも最も悪質な犯罪と考えられており、さらには刑法上の競売入札妨害罪又は談合罪にも該当することになります。

近時では、官製談合防止法の改正により、公務員個人に対する懲役刑も強化されています。

防衛省の職員がこうした官製談合に関わった場合、個人として、懲役刑や罰金が課せられる可能性があるほか、官製談合防止法に基づいて防衛省が官製談合を行っていたと認定される場合には、これまで職員全体が、長年にわたって地道に積み上げてきた、防衛省全体への信頼が失われることになります。

さらには、これまでそれぞれの職員が職務に携わってきた部局・機関・部隊そのものが廃止の対象となるだけでなく、これまでの予算の執行状況の一部が不適切であったと判断され、以後の予算執行が滞る可能性も決して否定できません。

このように、官製談合に関与することは、その部局・機関・部隊だけではなく、広く防衛省全体の活動に悪影響を与える可能性があることを忘れてはなりません。



参照 : 別紙第3-1 「官製談合を行うと…」
別紙第3-2 「官製談合になりうる行為類型」

2 入札談合があるかもしれない？チェック項目について

民間事業者同士の入札談合が行われていないか、普段から注意を払っておくことが、官製談合防止のための第一歩です。

○ 落札結果に何らかの規則性が見られる状況があるかどうか？

- 《例》
- 入札参加者の指名回数や落札金額の累積額に基づき落札
 - 入札参加者の落札回数が均等
 - 受注回数にかかわらず、各入札参加者の過去の年度ごとの受注がほぼ均一

○ 不自然な状況が常に見られる状況があるかどうか？

- 《例》
- 複数回の入札ごとに1番札が同じ事業者
 - 入札不調を繰り返すうちに1社を除いて他社が辞退するという不自然な状況が常に見られる。

○ 入札参加者間の落札ルールの存在が伺え、これを裏付ける具体的な資料の提供を受けているかどうか？

- 《例》
- 過去の入札結果を調べたところ、いずれも前回工事の関連業者が継続して落札

◎ 独占禁止法に違反すると疑うに足る談合情報があるときは、公正取引委員会に通報しなければなりません。

公正取引委員会に対する情報提供にあたっての留意事項

○ 個別事案に関して、公正取引委員会に通報した事実は明らかにしない。

○ 談合情報があった場合、「必ず事情聴取を行う」こととしない。
(理由)

事業者には調査を行っているという事実を知られると、公正取引委員会へ通知されるという予見を与えることにより、その後の審査に支障をきたす可能性があること。つまり、事業者による証拠隠滅を容易にすることになるため。

3 代表的な法律等について

(法律)

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律 (平成14年法律第101号)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号)

(事務次官通達)

調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領について(通達) (防経装第8303号。19. 8. 30)

(経理装備局長通知)

調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者と接触する場合における対応要領の細部事項について(通知) (経装第8307号。19. 8. 30)

(事務次官通達)

装備品等及び役務の調達における改善措置について(通達) (防経装第8632号。18. 9. 7)

調達経理業務に関する違反行為に係る懲戒処分等の基準について(通達)

(防人計第8500号。19. 8. 31)

(防衛政策局長通知)

公正取引委員会との入札談合に関する情報の連絡体制について(通知)

(経工第5987号。6. 10. 25)

セクシュアル・ハラスメント防止対策は万全ですか？

セクハラをなくすためには

1 組織としての取組について

防衛省は、セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」といいます。）の防止及び排除のため、組織を挙げて厳正に対処しています。私たちは、日頃から規律の厳守及び命令に対する服従について教育を受けているところですが、階級又は職務の級の上下関係等を背景として、セクハラが行われることのないように注意すべきです。訓練や営舎内居住等の特殊な環境下においても、セクハラのない良好な勤務環境を維持することが必要です。

セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する注意事項について(通達)(防人1第2253号。11. 4. 19)

セクハラ問題は、最終的には、防衛省に対する国民の信頼を損なう事態にもなりかねないことに留意し、上官は部下の範となるよう常に自らその姿勢を正すとともに、セクハラの関係においても部下の適切な把握と厳正な服務規律の確立のために積極的な意欲をもって任にあたらなければならない。



どうして、セクハラをしてはいけないのでしょうか？

私たちの職務は、チームワークを発揮して任務を達成することです。

もし、職場においてセクハラが行われた場合には、その対象となった職員の尊厳を不当に傷つけるだけでなく、当然、セクハラをした職員の処分を実施する必要があります。

すなわち、チームの一致団結・能力発揮を妨げ、任務遂行に多大な影響を与えることとなります。

セクハラは、職場の秩序、職務の円滑な遂行が阻害されるだけでなく、最終的には、公務全体の信用失墜につながる事態になりかねないことに留意しましょう。

参照：別紙第4「セクハラになり得る言動」

2 代表的な訓令等について

(人事院規則等)	
人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)	(平成10年人事院規則10-10)
人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)の運用について(通知)	(平成10年職福-442人事院事務総長)
セクシュアル・ハラスメントの防止等について(通知)	(平成16年職職-195人事院福祉局長)
(訓令)	
セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令	(平成11年防衛庁訓令第29号)
(事務次官通達)	
セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する注意事項について(通達)	(防人1第2253号。11. 4. 19)
セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する訓令の運用について(通達)	(防人1第1889号。11. 3. 31)

薬物犯罪の防止について

近寄るな！ 麻薬・覚せい剤・大麻・シンナー・・・

1 組織としての取組について

防衛省は、薬物（大麻、覚せい剤、麻薬、向精神薬、あへん、シンナー等をいいます。）乱用防止のため、様々な対策に取り組んでいます。

厳正な規律を保持すべき自衛隊に対する国民の信頼を傷つけるに至った事態を深刻にとらえ、各種の薬物乱用防止施策を徹底し、自衛隊における薬物犯罪の再発防止、根絶に全力を尽くす決意です。

防衛省薬物乱用防止月間について（通達）（防人1第4664号。18. 5. 12）

昨今の自衛官による薬物乱用の続発等の状況を踏まえ、防衛庁長官の指示により、防衛庁副長官を長として設置された薬物問題対策検討会議において、毎年6月を薬物乱用防止月間とし、薬物根絶意識の醸成、厳正な規律保持を図るための啓発活動等を全国で展開する旨とまとめられたところである。



どうして、自衛隊員は薬物を乱用してはいけないのでしょうか？

まず、第1に自衛官は任務のため武器等の取扱を国民から許されています。薬物乱用によりまともな精神状態でない者に武器等を取り扱わせることは、恐ろしい事態を起こすことが容易に予想できます。

第2に自衛官は指定場所に居住する義務があります。このため、営内で共同生活を送る際に、知らず知らずのうちにドラッグが蔓延する可能性があります。

また、大麻はソフトドラッグで危険は少ないなどと誤った認識により、同僚・部下の間で譲り渡し等を行った事例がありました。

短期間でこのようにたったひとりの誤った認識により薬物が広まる可能性もあります。

我々の任務はひとりでは達成できないものがほとんどです。チームワークが要求されることが多いことを考えても、薬物乱用は任務達成を著しく阻害する行為なのです。

参照：別紙第5「薬物乱用の事例」



2 代表的な法律等について

(法律)	
大麻取締法	(昭和23年法律第124号)
覚せい剤取締法	(昭和26年法律第252号)
麻薬及び向精神薬取締法	(昭和28年法律第14号)
あへん法	(昭和29年法律第71号)
(事務次官通達)	
自衛官等の採用時に行う薬物使用検査について(通達)	(防人2第5452号。14. 6. 21)
自衛官に対する薬物検査について(通達)	(防人1第3192号。18. 3. 30)
防衛省薬物乱用防止月間について(通達)	(防人1第4664号。18. 5. 12)
薬物問題対策検討会議における検討結果についてー最終的なとりまとめー	

自衛隊員として



国民全体の奉仕者という自覚。

1 倫理

(1) 組織としての取組について

防衛省は、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、倫理行動規準を定め、自衛隊員の認識すべき行動の規準、心構えを明らかにしています。その中には、職務に従事していない場合の行為であっても、職務の遂行の公正さに対する国民の信用に影響を与える場合もあることから、職務に従事している、していないを問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないことも掲げています。

自衛隊員倫理規程（平成12年政令第173号）

（倫理行動規準）第1条

- 一 自衛隊員は、国民全体の奉仕者であり、国民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について国民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的な取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 自衛隊員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 自衛隊員は、法律により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- 四 自衛隊員は、職務の遂行に当たっては、身をもって責務の完遂に努め、国民の負託にこたえることを期すること。
- 五 自衛隊員は、職務に従事していない場合においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(2) 代表的な法律等について

倫理関係

（法令）

自衛隊員倫理法

（平成11年法律第130号）

自衛隊員倫理規程

（平成12年政令第173号）

（訓令）

自衛隊員倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分等の基準に関する訓令

（平成12年防衛庁訓令第81号）

（教本）

自衛隊員倫理教本 [平成18年度改訂版]

2 物品管理等

(1) 組織としての取組について

武器等の使用及び保管については、物品管理法等に準拠して定められた自衛隊法施行規則により、常に最善の注意をすることが必要です。

特に、自衛隊の任務遂行上、火薬類の取扱いは不可欠ですが、その取扱いが不適切な場合は重大な事故等につながり、国民の信頼を損なうことになるおそれもあります。

このため、自衛隊が取扱う火薬類については、火薬類取締法及びこれに基づく政令の規定に準拠して、火薬類の取扱いに関する訓令において必要な事項を規定しています。

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）

（隊員の遵守事項）第五十七条

一 武器、船舶、航空機その他自衛隊の所有し、又は使用する施設及び物の使用及び保管については、常に最善の注意を払わなければならない。

(2) 代表的な法律等について

物品管理等関係

（法律）

自衛隊法

（武器の保有）第87条、（武器の不正使用）第118条第1項第4号（昭和29年法律第165号）

物品管理法

（管理の義務）第17条、（物品管理職員等の責任）第31条（昭和31年法律第113号）

物品管理法施行令

（使用職員に対する弁償命令）第40条（昭和31年政令第339号）

自衛隊法施行規則

（隊員の遵守事項）第57条（昭和29年総理府令第40号）

（大臣指示）

小火器の取扱いに関する規範の策定方針等に関する防衛大臣指示（防衛大臣指示第14号。19. 1. 23）

火薬類関係

（訓令）

火薬類の取扱いに関する訓令（昭和54年防衛庁訓令第36号）

参照：別紙第6「自衛隊員倫理法違反の事例、
その他違反の事例（物品管理・金品等の取扱い）」

No.

Date . .

疑問に感じたら
(公益通報について)

私たちが法令違反行為に接したら？

公益通報者保護制度について

1 なぜ公益通報者保護制度が必要なのでしょう？

防衛省における法令違反行為は、その発生後、防衛省内外において想定される様々なリスクを考えた場合、普段からそれが発生しないよう防止に努めることが一番であることはいうまでもありません。

しかし、万が一、防衛省において法令違反行為が生じた場合には、直ちにその内容を明らかにし、是正しなければなりません。

通常、法令違反行為を明らかにするためには、法令違反行為について調査を行う必要がありますが、外部からの情報により法令違反行為の全容を伺い知ることは限界があります。

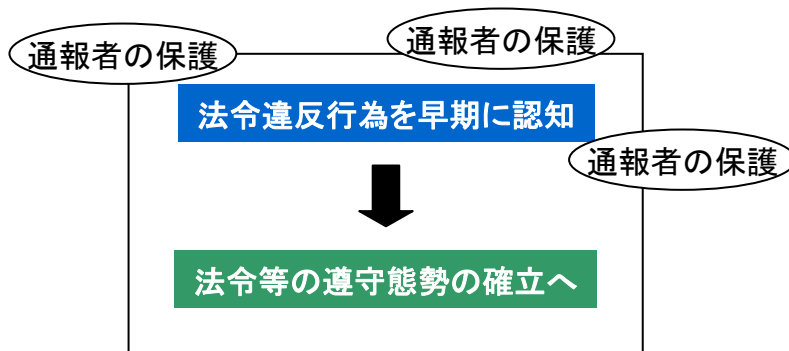
他方、法令違反行為により近い立場にある職員からの情報を促すことで、信憑性の高い事実の把握を期待することができます。

しかしながら、職員が職務遂行の過程の中で法令違反行為に関する情報に接したとしても、その後、これを通報することが容易に明らかにされ、そのことで、通報者が職場において嫌がらせなどを受ける場合には、結果的にその職員の通報を断念させ、結局法令違反行為を早期に摘み取る機会を永遠に逸してしまう可能性すらあります。

仮にその後、報道等により法令違反行為が明らかになった場合には、これまで見てきたとおり、個人、組織にとっても受けるダメージは甚大なものとなります。

このように、公益通報者保護制度は、法令違反行為の通報を行おうとする職員の利益を守ることによって法令違反行為についての通報を促し、この結果、早期に是正措置を採ることを可能とし、最終的には防衛省全体の利益を守ることにつながるのです。

参照：別紙第7-1 「公益通報の処理の流れ」
別紙第7-2, 3 「公益通報窓口一覧」



2 公益通報のポイント

□ 1 通報者の要件

防衛省の職員
(なお、これ以外の防衛省内の派遣社員等も含まれます。)

私たち職員のこと
です。

□ 2 通報内容に応じた保護要件

全ての法令違反行為
(法令違反のおそれがある場合を含む)
(一例)

- ・ 大麻や覚せい剤を所持し、譲り受け、譲り渡し又は使用すること
(「大麻取締法」「覚せい剤取締法」違反)
- ・ 訓練等で小銃を所持する自衛官が、けん銃等を所持することができない者に対し小銃を貸すこと
(「銃砲刀剣類所持等取締法」違反)
- ・ 建造物や装備品の入札の際、公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で談合すること
(「刑法」違反)
- ・ 飛行場内の一定の物件に設置が義務付けられている航空障害燈の管理方法が適切でないこと
(「航空法」違反)
- ・ 予算執行職員が、カラ出張に関する旅費を支給すること
(「予算執行職員等の責任に関する法律」違反)
- ・ 自衛隊員が、防衛秘密を漏えいすること
(「自衛隊法」違反)

自衛隊法も含む全
ての法令です。

□ 3 保護要件

金品を要求したり、他人をおとしめるなどの不正の目的でないこと

不正目的でないこと
が要件です。

□ 4 留意事項

他人の正当な利益を侵害しないように配慮することが必要です。

利益とは、名誉、信
用、プライバシー等
のことです。

□ 5 通報者の個人情報保護

防衛省における公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する訓令
(平成18年防衛庁訓令第49号)

(公益通報に係る情報の保持)第34条

公益通報の処理及び公益通報者の保護に係る事務に従事する者は、公益通報に係る情報を正当な理由なく提供してはならない。

通報者の個人情報
は守られます。

公益通報をしたことを理由とする **免職** の **禁止**
不利益取扱い

- ※ 不利益取扱いの例
- ・ 降格、減給
 - ・ 嚴重注意、自宅待機命令
(懲戒処分に該当しないもの)
 - ・ 不利益な配置の変更
 - ・ 専ら雑務に従事させる等
就業環境を害すること
 - ・ 退職の強要
 - ・ 退職金の減額・没収(退職
者の場合)

別紙類 もくじ

別紙第 1 - 1	「秘密漏えい等」	・ ・ ・	3 5
別紙第 1 - 2	「情報保全義務違反（その 1）」	・ ・ ・	3 6
別紙第 1 - 3	「情報保全義務違反（その 2）」	・ ・ ・	3 7
別紙第 1 - 4	「情報管理者等義務違反」	・ ・ ・	3 8
別紙第 2	「個人情報の取扱い・罰則規定等」	・ ・ ・	3 9
別紙第 3 - 1	「官製談合を行うと・・・」	・ ・ ・	4 0
別紙第 3 - 2	「官製談合になりうる行為類型」	・ ・ ・	4 1
別紙第 4	「セクハラになり得る言動」	・ ・ ・	4 2
別紙第 5	「薬物乱用の事例」	・ ・ ・	4 3
別紙第 6	「自衛隊員倫理法違反の事例、 その他違反の事例（物品管理・金品等の取扱い）」	・ ・ ・	4 4
別紙第 7 - 1	「公益通報の処理の流れ」	・ ・ ・	4 5
別紙第 7 - 2	「公益通報窓口一覧（その 1）」	・ ・ ・	4 6
別紙第 7 - 3	「公益通報窓口一覧（その 2）」	・ ・ ・	4 7

☆ 秘密漏えい等

(故意に漏えいした場合)

- 《例》
- 自己又は第三者の不正な利益のために、秘密を漏えいすること。
 - 関係職員以外の隊員に対し、部内者だからと考え、秘密に係る事項を話すこと。
 - 取材に対し、秘密を含む内容と知りつつ、応答し又は文書若しくは業務用データを提供すること。
 - 表計算ソフトを用いて作成された秘密を含む個人情報ファイルを、正当な理由がないのに提供すること。
 - 隊員名簿を業者等に提供すること。

(過失により漏えいした場合)

- 《例》
- 自宅の私有パソコンに業務用データを保存した結果、ウイルス感染等により意図せず秘密の内容をインターネット上に流出させること。
 - 部外者も参加している説明会等において、部内の関係職員のみが参加していると思い込み、秘密に係る事項を発言すること。
 - 秘密が記載されている文書を紛失した結果、部外者に秘密の内容が知られること。
 - 秘密が含まれている業務用データを誤って関係職員以外にFAX・電報(電信)又はメールで送信すること。
 - 秘密の内容を業務の参考としてメモ用紙に記録しておいたところ、当該メモ用紙の内容が流出すること。

懲戒処分の基準

- ア 特別防衛秘密又は防衛秘密の漏えい
免職
- イ 自衛隊法第59条に規定する秘密の漏えい又は行政機関個人情報保護法第54条に規定する保有個人情報の提供
免職、降任又は停職
(自己又は第三者の不正な利益のために国の安全に係る秘密を漏えいした場合は、**免職**)

懲戒処分の基準

- ア 特別防衛秘密又は防衛秘密の漏えい
免職、降任又は停職
(あえて情報保全義務に違反し、過失により特別防衛秘密又は防衛秘密を漏えいした場合は、**免職**)
- イ 自衛隊法第59条に規定する秘密の漏えい
免職、降任、停職、減給又は戒告
(あえて情報保全義務に違反し、過失により国の安全に係る秘密を漏えいした場合は、**免職、降任又は停職**)

※ 具体的な量定の決定に当たっては、秘密の程度、故意・過失の程度、漏えいの動機、漏えいの相手方・状況・媒体・手段又は情報保全義務違反の程度等を総合的に考慮して判断するものとする。

☆ 情報保全義務違反(その1)

(パソコン・データ関連の義務違反)

- 《例》○ 指定されたパソコン以外で「秘」以上の情報を取り扱うこと。
 ○ 私有パソコンを職場や船舶の居住区画に持ち込むこと。
 ○ 私有パソコン又は私有可搬記憶媒体により業務用データを取り扱うこと。また、その結果、ウイルス感染等により秘密以外の業務用データをインターネット上に流出させること。
 ○ 官品パソコン又は官品可搬記憶媒体を、許可なく職場から持ち出すこと。
 ○ 私有可搬記憶媒体を官品パソコンで使用する。

懲戒処分の基準

免職、降任、停職、減給、戒告、訓戒又は注意

(私有パソコン又は私有可搬記憶媒体により業務用データを取り扱った場合は、**免職、降任又は停職**)

(紛失)

- 《例》○ 秘密文書を運搬中、バッグごと電車内等に置き忘れ又は盗まれること(後日、当該バッグが発見され、施錠していたために開けられた形跡が全くないなどの漏えいまでは至らない場合。)
 ○ 指定された保管庫に保管していないなどのずさんな管理により、秘密文書が紛失すること。

懲戒処分の基準

停職、減給、戒告、訓戒又は注意

(著しく情報保全義務に違反し、特別防衛秘密又は防衛秘密に属する文書を紛失した場合は、**停職の重処分**)

(誤破棄)

- 《例》○ 指定された保管庫に保管していないなどのずさんな管理により、秘密文書を誤って破棄すること。

懲戒処分の基準

減給、戒告、訓戒又は注意

(著しく情報保全義務に違反し、特別防衛秘密又は防衛秘密に属する文書を誤破棄した場合は、**減給**)

※ 具体的な量定の決定に当たっては、違反行為の原因・動機、故意・過失の程度、義務違反の程度、義務違反によって生じた事故又は事故の危険の程度等を総合的に考慮して判断する。

☆ 情報保全義務違反(その2)

(その他の義務違反)

《例》○ 秘密文書等関連

- ・ 秘密が記載されている文書を作成したにもかかわらず、秘密文書として管理するための手続を行っていないこと。
- ・ 秘密文書を指定された保管庫に保管しないこと。
- ・ 保存期限を過ぎているにもかかわらず、長期間秘密文書を破棄しないこと。
- ・ 秘密文書を許可なく複製すること。
- ・ 秘密文書等に「秘」、「注意」等を表示しないこと。
- ・ 秘密が記載されている文書を許可なく持ち出すこと。
- ・ 送信先は間違っていなかったものの、所定の暗号をかけずに秘密が含まれる業務用データをFAX・電報(電信)又はメールで送信すること。
- 解禁前の公表資料など秘密以外の部内情報を漏えいすること。
- 個人情報関連
 - ・ 個人情報ファイルを記録した媒体を鍵のかかる容器に保管しないこと。
 - ・ 業務上知り得た秘密以外の個人情報の内容をみだりに他人に知らせること。



懲戒処分の基準

停職、減給、戒告、訓戒又は注意

(あえて情報保全義務に違反し、特別防衛秘密又は防衛秘密に属する文書を許可なく持ち出した場合は、**停職**)

※ 具体的な量定の決定に当たっては、違反行為の原因・動機、故意・過失の程度、義務違反の程度、義務違反によって生じた事故又は事故の危険の程度等を総合的に考慮して判断する。

☆ 情報管理者等義務違反

(部下等の違反行為の隠ぺい又は黙認)

- 《例》○ 部下等の違反行為について、証拠の隠滅や虚偽の申述を行うこと。
○ 部下の隊員から他の隊員が秘密漏えい等を行った旨の通報を受けたが、通報した隊員に口封じを行う等の隠ぺいを行うこと。

(情報管理者等の義務を怠った結果、違反行為が発生)

- 《例》○ 情報管理者等が形式的な点検を行っていたため、違反行為や不適切な業務処理を発見できず、結果として秘密漏えい等又は情報保全義務違反が生ずること。

懲戒処分の基準

免職、降任、停職又は減給

(部下等の特別防衛秘密又は防衛秘密の漏えいについて証拠隠滅等を行った場合は、**免職**)

懲戒処分の基準

停職、減給又は戒告

(特別防衛秘密又は防衛秘密の漏えいに関するものは**停職の重処分**)

(情報管理者等の義務を一応なしていたが不十分であり、結果として違反行為が発生)

- 《例》○ 情報管理者等として保全に関する教育を一応行っていたが、不十分な教育であったため、部下は保全に対する意識が薄く、結果として秘密漏えい等又は情報保全義務違反が生ずること。

(その他の義務違反)

- 《例》○ 部下等の違反行為は発生していないが、情報の保全等に関する教育指導を全く行わない等、情報管理者等がなすべき義務を怠ること。

懲戒処分の基準

減給、戒告、訓戒又は注意

(特別防衛秘密又は防衛秘密の漏えいに関するものは、**減給**)

懲戒処分の基準

訓戒又は注意

(部下等の違反行為は発生していないが、情報管理者等が通常なすべき義務を著しく怠った場合は、**訓戒**)

※ 具体的な量定の決定に当たっては、情報の取扱者との責任区分、違反行為の原因・動機、故意・過失の程度、義務違反の程度、義務違反によって生じた事故又は事故の危険の程度等を総合的に考慮して判断する。

個人情報の取扱い

〔保有の制限〕

○個人情報の保有に当たっては、利用目的を明確にしなければなりません。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはなりません。

〔利用目的の明示〕

○本人から直接書面で個人情報を取得するときには、原則として、利用目的を明示しなければなりません。

〔利用及び提供の制限〕

○原則として、利用目的以外の目的のために、保有している個人情報を利用・提供してはなりません。

〔正確性の確保〕

○利用目的の達成に必要な範囲内で、保有している個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければなりません。

〔安全確保の措置〕

○保有している個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じなければなりません。

〔従事者の義務〕

○業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはなりません。

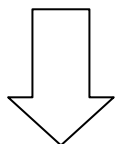
罰則規定等（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）

	項目	対象者	対象情報	違反行為	罰則規定等
義務規定	第7条	職員・元職員、受託業務従事者、元受託業務従事者 ※離職後も適用	個人情報	みだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用	自衛隊法に基づく懲戒処分の適用
秘密漏えい	第53条		電算機処理された個人の秘密を含む個人情報ファイル	正当な理由のない提供	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
盗用	第54条		業務に関して知り得た保有個人情報	自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
収集	第55条	職員	個人の秘密が記録された文書、図画又は電磁的記録	職権を濫用して、職務以外の使用目的で収集	
不正取得	第57条	開示請求者	保有個人情報	偽り等の不正な手段による開示受け	10万円以下の過料

官製談合を行うと・・・

防衛省としての行動

官製談合を行った職員の責任

公取委による防衛大臣
に対する改善措置請求懲戒処分や損害賠償
請求のための調査

調査結果の公表

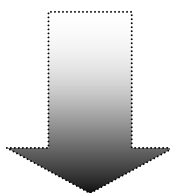
刑事上の責任：

- 5年以下の懲役又は250万円以下の罰金
(官製談合防止法：職員による入札等の妨害)
- 3年以下の懲役又は500万円以下の罰金
(独占禁止法：不当な取引制限)
- 2年以下の懲役又は250万円以下の罰金
(刑法：競売入札妨害又は談合)

→ これらは検察官等による逮捕を伴うことがあります。

行政上の責任：懲戒処分

民事上の責任：損害賠償



防衛省全体の信頼失墜

官製談合になりうる行為類型

入札談合等関与行為の例

談合の明らかな指示

- 事業者の年間受注目標金額を決め、これをもとに、これから発注する工事や商品について、個別に受注する事業者を決め、これに従うよう入札参加事業者に伝達すること。

受注者の意向表明

- これまでの事業者の受注実績やOB職員の在籍数をもとに、これから発注する工事や商品について、受注すべき事業者名について、意向を示すこと。

秘密情報を漏らすこと

- 公表前の段階で
 - ・ 工事・商品の設計価格や予定価格
 - ・ 他の入札参加者や指名業者名
 - ・ 今後の発注概算額
 - ・ 指名に関する内部説明資料等を伝えること。

入札談合を助けること

- 受注予定者を決めた後に、発注担当部局に対して落札者名及び工事を伝え、必ずこの事業者を指名に加えるように求めること。

職員による入札等の妨害の例

入札の公正を害すること

- 発注機関職員が
 - ・ 談合に応じる業者のみを指名する
 - ・ 予定価格等の入札に関する秘密情報を漏えいする
 - ・ 談合を行うよう唆すような行為

セクハラになり得る言動

職場内外で起きやすいもの

性的な内容の発言

性的な関心、欲求に基づくもの

- スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする。
- 体調が悪そうな女性に「生理か?」「もう更年期か?」などと言う。
- 性的な経験や性生活について質問する。
- 性的な噂や、性的なからかいの対象とする。

性別により差別しようとする意識に基づくもの

- 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」「女性は職場の花でありさえすればいい」などと発言する。
- 「男の子、女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「WACちゃん」など人格を認めないような呼び方をする。

性的な行動

性的な関心、欲求に基づくもの

- ヌードポスター等を職場に貼る。
- 雑誌等の卑わいな写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- 身体を執ように眺め回す。
- 食事やデートにしつこく誘う。
- 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙・Eメールを送る。
- 身体に不必要に接触する。
- 浴室や更衣室等をのぞき見する。

性別により差別しようとする意識に基づくもの

- 女性であるというだけで職場でお茶くみ、掃除、私用等を強要する。

職場外において起こるもの

性的な関心、欲求に基づくもの

- 性的な関係を強要する。

性別により差別しようとする意識に基づくもの

- カラオケでデュエットを強要する。
- 酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要する。

セクハラの様態等によっては、
品位を保つ義務違反、職員たるにふさわしくない行為などに該当して、
懲戒処分に付されることがあります。

薬物乱用の事例

防衛省における、薬物乱用による最近の逮捕者は、10代・20代の若者が多く、薬物乱用を始めたきっかけとなったのは、休暇中に都市部を訪れた際に、路上で外国人から購入したり、インターネットを通じて購入したりしたという事例もあります。

また、ほとんどの者がサービス指導等により薬物の違法性は承知していましたが、興味本位・好奇心で薬物を乱用していました。特に、大麻については、「タバコの延長」、「タバコほど健康に害はない」といった誤った認識があり、同僚隊員に吸引を勧めるなど、遵法精神や問題意識の著しい欠如が見られました。

Q 覚せい剤・麻薬・あへんの恐ろしさについては、聞いたことがありますが、種類によっては、さほど危険ではない薬物もあるんじゃないですか。大麻（マリファナ）などは、騒ぐほどの害はないと思いますが。

A 安全な薬物などありません。症状や特徴はそれぞれ異なっても、どれも心身がボロボロになるまで健康をむしばみます。

大麻等

大麻草の葉を乾燥させたものを、吸煙によって摂取するなどします。感覚が異常になり、訳の分からない興奮状態に陥ります。乱用によって幻覚や妄想が現れ、精神に異常をきたします。無動機症候群とって、毎日ボーッとして何もやる気のない状態になることもあります。

また、生殖器に支障をきたし、不妊、染色体の異常が見られます。

Q 薬物乱用は個人の自由の問題だと思います。乱用によって苦しむのは本人であって、他の人には全く関係ありません。誰が何をしようとして人に迷惑をかけなければ、それでいいのではないですか？

A 薬物乱用の弊害は、必ず周囲の人々をも巻き込み、幾多の悲劇を生み出します。決して『被害者なき犯罪』ではありません。

国の治安や国際問題へも波及

薬物の弊害は、周囲の部下・同僚の乱用につながった実例があるほか、武器を使用して訓練等を実施することから極めて危険な状況になります。

さらに、薬物乱用が国際テロ集団や日本の暴力団の資金源となるといった社会問題を起こしています。そして国の治安・秩序などへの影響も軽視できません。また、国際的な不正取引や薬物乱用の波及という国際問題でもあります。薬物乱用はこのように広範にわたり、様々な角度から私たちの生活を脅かしているのです。

自衛隊員倫理法違反の事例

(事例 1) 物品の贈与等

利害関係者である当該物件の家主から会食及びゴルフの接待等を受けた。また、倫理法施行後、同家主から中元、歳暮の贈与を受けた。

懲戒処分：減給1月(俸給の月額15分の1)

(なお、自衛隊法違反も併せて処分理由とされている。)

(事例 2) 飲食関係

製造会社の品質管理状況を調査するために出張した際に、隊員の前職当時、利害関係があった事業者と飲食を共にし、また、供応接待を受けた。

懲戒処分等：訓戒

(事例 3) 役務の提供等

本来実施すべき調達要求行為を実施せずに、利害関係のある事業者から、ノート型パソコン等を無償で借り受け、また、ノート型パソコンの修理を依頼し代金を同関係者に負担させていた。

懲戒処分：停職5日

(なお、自衛隊法違反も併せて処分理由とされている。)

その他違反の事例(物品管理・金品等の取扱い)

(事例 1) 自衛隊の物品等の管理

隊員が中隊の武器庫内を点検していたところ、重機関銃の銃身1本が亡失していることを確認。逐次、上級司令部に報告し、関係部隊で捜索、点検をしたが発見できなかった。

懲戒処分：停職(中隊長及び管理担当の隊員等)

(事例 2) 収賄等

隊員が、事業者から現金約40万円を受け取るとともに接待等の供応を受けた。

懲戒処分：免職

(事例 3) 公金官物の不法領得

- ・業務隊公務員宿舎係の隊員が、宿舎整備委託金約340万円を着服し遊興費等に充当した。

懲戒処分：免職

- ・互助会費等の管理を担当している隊員が、備品購入費及び互助会費約200万円を遊興費のため着服した。

刑事処分：不起訴(起訴猶予)

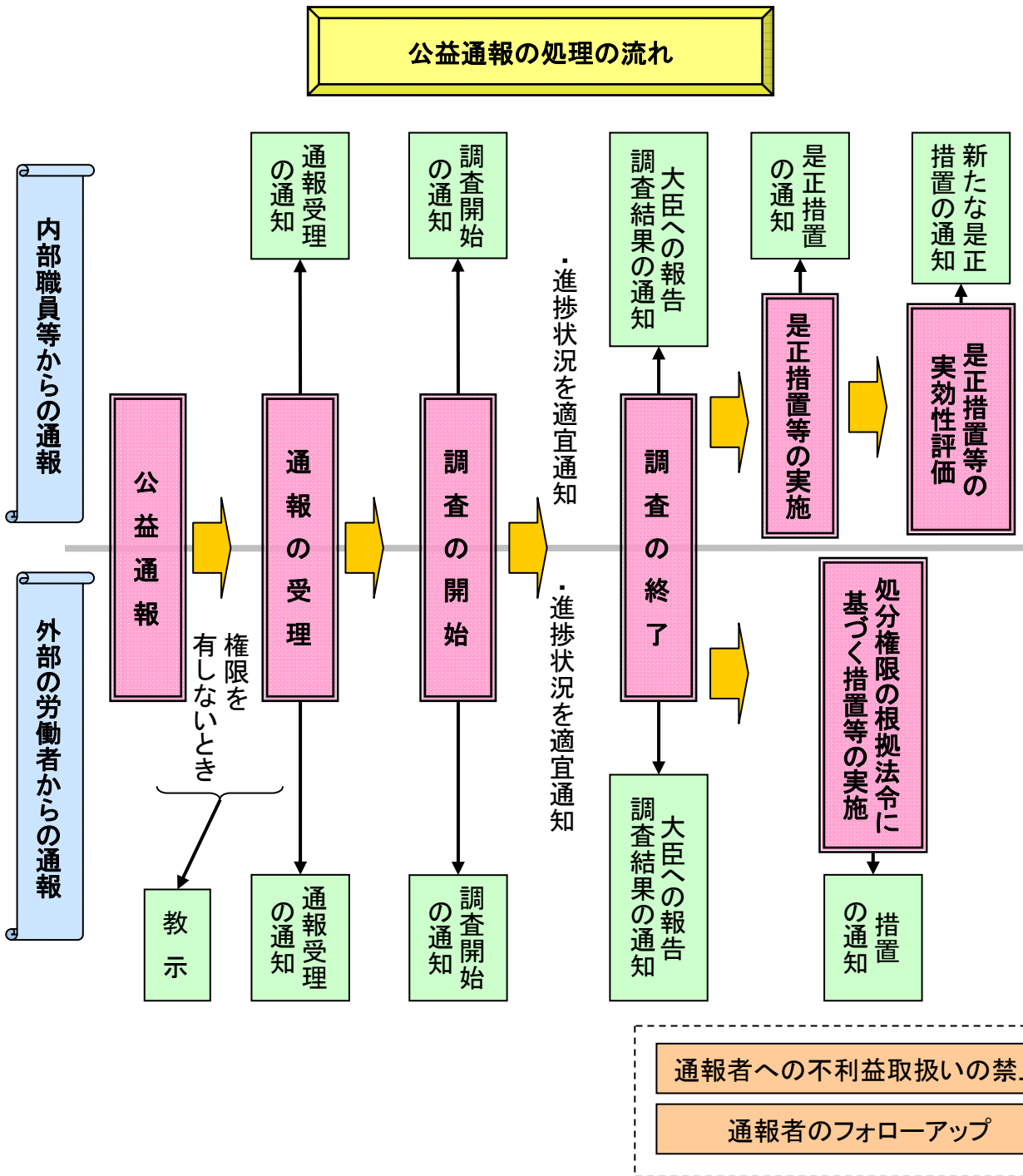
懲戒処分：着服した者：免職

着服の事実を隠した者：減給1月(俸給の月額15分の1)

- ・基地隊経理係が、架空の小切手等を作成し、不正処理したことにより生じた公金190万円を借金返済のため着服した。

懲戒処分：免職

公益通報の処理の流れ



公益通報窓口一覧（その1）

内部部局 (総括窓口)	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1	(課室名)大臣官房文書課 TEL03-3268-3111 (内線)8-6-20499 mail: kouekitsuho@mod.go.jp
防衛大学校	〒239-8686 神奈川県横須賀市走水1-10-20	(課室名)総務部総務課 TEL046-841-3810 (内線)8-40-2024 mail: koueki@ad.nda.ac.jp
防衛医科大学校	〒359-8513 埼玉県所沢市並木3-2	(課室名)事務局総務部総務課 TEL04-2995-1211 (内線)8-30-2111、2101 mail: koueki@ndmc.ac.jp
防衛研究所	〒153-8648 東京都目黒区中目黒2-2-1	(課室名)総務課 TEL03-5721-7005 (内線)8-67-6455 mail: koueki@nids.go.jp
統合幕僚監部	〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1	(課室名)総務部総務課総務班 TEL03-3268-3111 (内線)8-6-39122、39123 mail: jso.soumu@jso.mod.go.jp
陸上幕僚監部	〒162-8802 東京都新宿区市谷本村町5-1	(課室名)監理部総務課企画班 TEL03-5261-8656 (内線)8-6-40162 mail: gadmin3-gso@inet.gsdf.mod.go.jp
海上幕僚監部	〒162-8803 東京都新宿区市谷本村町5-1	(課室名)総務部総務課 TEL03-3268-3111 (内線)8-6-50112 mail: mso_koekitsuho@msdf.mod.go.jp
航空幕僚監部	〒162-8804 東京都新宿区市谷本村町5-1	(課室名)総務部総務課 TEL03-3268-3111 (内線)8-6-60112 mail: asga1012@aso.mod.go.jp
情報本部	〒162-8805 東京都新宿区市谷本村町5-1	(課室名)総務部総務課 TEL03-3268-3111 (内線)8-6-31121 mail: soumusoukatsu_ad@dih.mod.go.jp
技術研究本部	〒162-8830 東京都新宿区市谷本村町5-1	(課室名)総務部総務課総務係 TEL03-3268-3111 (内線)8-6-26121 mail: ghonsou@cs.trdi.mod.go.jp
装備施設本部	〒162-8860 東京都新宿区市谷本村町5-1	(課室名)総務課 TEL03-3268-3111 (内線)8-6-35123 https://acpt.cals.epco.mod.go.jp/meyasu/koueki.html

公益通報窓口一覧（その2）

防衛監察本部	〒162-8807 東京都新宿区市谷本村町5-1	(課室名)総務課 Tel.03-3268-3111 (内線)8-6-36022 mail: koueki-tsuuhou@igo.mod.go.jp
北海道防衛局	〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	(課室名)総務部総務課総務係 (直通)011-272-7578 mail: koekitsuho@sapporo.dfab.jda.go.jp
帯広防衛支局	〒080-0016 北海道帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎	(課室名)総務課総務係 (直通)0155-22-1181 mail: koekitsuho-obihiro@sapporo.dfab.jda.go.jp
東北防衛局	〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎	(課室名)総務部総務課総務係 (直通)022-297-8209 mail: koekitsuho@sendai.dfab.jda.go.jp
北関東防衛局	〒330-9721 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	(課室名)総務部総務課総務係 (直通)048-600-1805 mail: koekitsuho@n-kanto.rdb.mod.go.jp
南関東防衛局	〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	(課室名)総務部総務課総務係 (直通)045-211-7100 mail: koekitsuho@s-kanto.rdb.mod.go.jp
近畿中部防衛局	〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	(課室名)総務部総務課総務係 (直通)06-6945-4951 mail: koekitsuho@kinchu.rdb.mod.go.jp
東海防衛支局	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	(課室名)総務課総務係 (直通)052-952-8221 mail: koekitsuho-tokai@kinchu.rdb.mod.go.jp
中国四国防衛局	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	(課室名)総務部総務課総務係 (直通)0082-223-8284 mail: koekitsuho@hiroshima.dfab.jda.go.jp
九州防衛局	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10-7 福岡第2合同庁舎	(課室名)総務部総務課総務係 (直通)092-483-8811 mail: koekitsuho@fukuoka.dfab.jda.go.jp
熊本防衛支局	〒862-0901 熊本県熊本市東町1丁目1-11	(課室名)総務課総務係 (直通)096-368-2171 mail: koekitsuho-kumamoto@fukuoka.dfab.jda.go.jp
沖縄防衛局	〒900-8574 沖縄県那覇市前島3-25-1	(課室名)総務部総務課総務係 (代)098-868-0174内線 208 mail: koekitsuho@naha.dfab.jda.go.jp

むすび

法令等の遵守は私たち防衛省職員としての義務ではありますが、法令等の遵守を確実にしているだけでは、

我が国の平和と独立を守る防衛省の使命を果たすことはできません。

宣誓にあるとおり、

一致団結、厳正な規律を保持し、

常に徳操を養い、人格を尊重し、

心身を鍛え、技能を磨き、

政治的活動に関与せず、

強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、

事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務めることにより、

国民の負託に応えることが私たちの職務の最終的な目的です。

そのため、私たちひとりひとりが、防衛省職員としての自覚と誇りをもって献身的に行動することこそ重要なのです。

法令等の遵守と献身的な行動

により、国民の負託にしっかりと応えていきましょう。

宣 誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、
日本国憲法及び法令を遵守し、
一致団結、厳正な規律を保持し、
常に徳操を養い、人格を尊重し、
心身を鍛え、技能を磨き、
政治的活動に関与せず、
強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、
事に臨んでは危険を顧みず、
身をもつて責務の完遂に務め、
もつて国民の負託にこたえることを誓います。

所属

氏名